**施設特定型ネーミングライツ・パートナー募集要項**

「西宮市ネーミングライツ導入に関する基準」に基づき、市有施設等におけるネーミングライツ・パートナーを募集します。本募集要項は、ネーミングライツ・パートナーを募集するにあたり、必要となる基本的事項を定めるものです。

**１　目的**

市所有施設を有効活用し、安定的な財源を確保することにより、持続可能な施設の運営と市民サービスの向上を図ります。

**２　募集内容**

（１）共通事項

ア．ネーミングライツ料

　　　 （ア）提案額は消費税を含んだ年額かつ１万円単位での提案としてください。

　　　　（イ）使用開始が年度途中からとなった場合は、その年度については月割となります。また、使用が１ヶ月未満の場合は１ヶ月に切り上げることとし、端数が生じた場合は、100円未満切り上げとします。

イ．愛称の条件

　　　　（ア）市で定める施設の正式名称を変更するものではありませんが、市の業務上の愛称として、優先して使用することとします。ただし、正式名称と併記する場合があります。

　　　　（イ）管理上支障がなく、市民に親しまれ、施設の愛称としてふさわしいものとしてください。

　　　　（ウ）愛称について、西宮市広告掲載要綱及び西宮市広告掲載基準の内容を遵守するものとします。

（２）個別事項

以下については、「別紙（施設詳細）」の記載内容をご参照ください。

ア．対象施設および施設の概要

イ．募集概要（ネーミングライツ料（希望最低金額）、愛称使用期間、愛称に係る条件等）

（３）費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次の表によるものとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 市 | ﾈｰﾐﾝｸﾞﾗｲﾂ・ﾊﾟｰﾄﾅｰ |
| 看板等表示の変更、新規看板等の設置・維持管理等　※１ |  |  |
| 契約期間終了後の原状回復 |  | * ※２ |
| 市作成のパンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページの表示変更　※３ | ○ | （○） |
| 提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用 |  | ○ |

※１ 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示を対象とします。

また、新規看板等の設置については、設置場所や箇所数などについて、設置可否も含めて協議します。

　　　　※2上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

　　　　※3印刷物については、新規作成時や改訂時に変更する等、可能な範囲で対応します。ただし、既存パンフレットへのシール貼り等を希望される場合は、ネーミングライツ・パートナーが費用負担する場合に限り、修正することとします。なお、施設独自の予約システム等を使用している場合は、当該予約システム等上の名称も変更することを基本とします。

　（４）パートナーメリットに関する提案

　　　 　 パートナーメリットについて、希望があれば提案することができます。実施可能な範囲で対応いたしますが、協議によりご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

**３　応募資格**

法人を対象とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができません。

（１）西宮市広告掲載基準第４条に定める規制業種又は事業者である場合

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定により一般競争入札の参加を制限

されている場合

**４　申込方法**

（１）申込書類等の配布

　 ア．配布期間

令和６年11月25日（月）～

　 イ．配布方法

市のホームページ（ページ番号：86586568）からダウンロードしてください。

（２）提出書類

　 　 　　ア．（様式１）ネーミングライツ・パートナー申込書 （以下「申込書」という）

　　 　 　イ．（様式２）西宮市暴力団の排除の推進に関する条例に伴う誓約書 （以下「誓約書」という）

　　　　 ウ．団体等の概要（沿革、業務内容など）に関する資料（様式任意）

　　　　 エ．直近年度の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、市町村税の各納税証明書）

【写し可】

　　 　　オ．直近３ヵ年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）【写し可】

　　 　　カ．登記事項証明書（商業登記簿謄本等）【写し可】

　　　　 ※　提案にあたっての費用及び協定締結に係る費用については、応募者にご負担いただきます。

　　　　 ※　エとカの書類については、申込書を提出する日の３ヵ月以内に発行されたものを添付してください。

なお、最新年度の競争入札参加資格者名簿に記載されている場合は省略可。

　 　（３）提出方法

　　　　 （２）提出書類一式を「９　お問い合わせ先」に記載の宛先に下記のいずれかの方法によりご提出ください。

ア．電子メール　（※１）

　　　 イ．持参 （受付時間は、土曜、日曜を除く、午前９時から正午及び午後１時から午後５時まで）（※２）

　　　 ウ．郵送　（消印有効）（※２）

　　 　 ※１　「申込書」及び押印された「誓約書」の添付（ＰＤＦ、画像等）により提出してください。「誓約書」は押印されたものが必要となるため、後日、原本をご提出ください。

　　　 ※２　持参及び郵送によりご提出いただいた場合、提出された書類は返却できません。

　　（４）申込期間

　　　　 令和６年12月10日（火）～令和７年1月14日（火）

　　　　　 ※当該申込期間は令和７年度４月より愛称を開始する場合のスケジュールとなります。

※当該申込期間に申込がなかった対象施設については、**随時募集として引き続き募集いたします**。

この場合、審査は受付先着順とし、審査中は新規での応募は受付いたしません。同日に複数応募があった場合は、併せて審査を行います。なお、随時募集の際のスケジュール例については、「８　その他、⑥募集から開始までの流れ（**随時募集となった場合**）」をご参照ください。

　 　（５）現地説明会

　　 　 　現地説明会は実施しません。なお、現地見学は可能ですが、事前に「９　お問い合わせ先」 まで希望日時をお知らせください。

　 　（６）質問事項の受付

　　　 申込みに関する質問については、次のとおりです。

ア．受付期間

令和6年11月25日（月）～12月23日（月）午後５時まで

※「(4)申込期間」に記載のとおり、随時募集となった場合のスケジュール例については、「８　その他、（6）募集から開始までの流れ（**随時募集となった場合**）」をご参照ください。

イ．受付方法

電子メールで「９ お問い合わせ先」記載のE-mailアドレス宛に（様式３）質問票を送付してください。

※電子メールの件名は、「ネーミングライツ［施設名］に関する質問【法人名】」としてください。

ウ．回答方法

公平を期すため、質問に対する回答は市ホームページ（ページ番号：86586568）に掲載します。

なお、質問者に対して個別に回答することはありません。

　　（７）応募の辞退

　　　 　 「申込書」を提出後に応募を辞退する場合は、「９ お問い合わせ先」に文書による辞退届（様式は任意）を提出してください。

**５　選定方法等**

（１）選定方法

市が設定する最低金額以上のネーミングライツ料を提示した者について、市の選定委員会により、提出書類をもとにネーミングライツ・パートナーとしての適格性、愛称案、提示金額並びに西宮市広告掲載要綱及び西宮市広告掲載基準への適合等について総合的に審査を行い、最も適当と認められる団体をネーミングライツ・パートナー候補者として選定します。なお、応募者が１者のみの場合についても、同様に総合的に審査を行います。審査基準につきましては、「ネーミングライツ・パートナー審査基準」をご参照下さい。

（２）選定結果の通知

　　　　選定の結果は、全ての応募者に文書で通知します。

（３）結果の公表

市とネーミングライツ・パートナー候補者が協議を行い、協定を締結した場合、ネーミングライツ・パートナー、愛称、ネーミングライツ料等を市ホームページ、市政ニュース等で公表します。なお、ネーミングライツ・パートナー以外の応募者の情報は、原則として公表しませんが、情報公開請求があった場合は、西宮市情報公開条例に基づき公開することがあります。

**６　協定の締結等**

（１）協定の締結

候補者の選定後、市とネーミングライツ・パートナー候補者（第1候補）は速やかに必要な協議、調整を行い、ネーミングライツ・パートナーとして協定を締結します。協議には一定の期間を設け、その期間内に協議が整わなかった場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位候補者と協議を行うこととします。

（２）選定の取消及び協定の解除

パートナー候補者として選定された後において、当該候補者が応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、市は候補者としての選定を取消し、また、協定を締結した後においては協定を解除することができることとします。この場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。また、既に支払われたネーミングライツ料は、返還しません。

**７　ネーミングライツ料の支払いについて**

　　　　ネーミングライツ料の支払いは、毎年度、４月末日までに行うものとし、支払い方法については、一括払いとします。なお、契約初年度においては、別途協議の上、市が請求を行ってから原則30日以内を納付期限とします。

**８　その他**

　 　（１）ネーミングライツ対象施設について、指定管理者制度を導入している場合は、施設の管理運営業務を指定管理者が行っていることから、必要に応じて、ネーミングライツ・パートナー、指定管理者及び市の三者間でその都度協議を行います。

　（2）期間中における対象施設の改修・補修・再整備に伴う工事や災害等を起因とする臨時休館等、運営上の措置によってネーミングライツ（愛称表示等を含む）に影響が発生した場合であっても、ネーミングライツ料や愛称の使用期間の変更は行わないものとします。

（3）ネーミングライツ対象施設について、ネーミングライツ以外に、広告事業の実施を行う場合があります。この場合、施設の現状変更に伴う提案金額及び契約料の変更は行わないこととします。

　 （4）ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。（市とネーミングライツ・パートナーでの一対一の協定を想定しています。）

　 　（5）募集から開始までの流れ（**令和７年６月１日より愛称使用の場合**）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 日　程 | 備　考 |
| Ⅰ　募集要項等の配布開始  質問事項受付開始 | 令和６年１１月２５日（月） | HP公開 |
| Ⅱ　申込受付開始 | 令和６年１２月１０日（火） | 受付時間は、土・日・祝を除く  9:00～12:00，13:00～17:00 |
| Ⅲ　質問事項受付終了 | 令和６年１２月２３日（月） | 17時00分まで  回答は１２月２７日（金）を目途にHP公開予定 |
| Ⅳ　申込締切 | 令和7年1月1４日（火） | 受付時間は、土・日・祝を除く  9:00～12:00，13:00～17:00 |
| Ⅴ　選定委員会（候補者決定） | 令和７年2月上旬 |  |
| Ⅵ　選定結果通知 | 令和７年2月下旬 |  |
| Ⅶ　市と候補者で協議 | 令和７年3月上旬 |  |
| Ⅷ　合意（協定の締結） | 令和７年3月中旬 |  |
| Ⅸ　パートナー公表（記者発表等） | 令和７年3月下旬 |  |
| Ⅹ　看板等の表示変更 |  |  |
| Ⅺ　愛称の使用開始 | 令和７年6月1日（日） |  |

（6）募集から開始までの流れ（**随時募集となった場合**）

「４申込方法、（４）申込期間」に記載のとおり、随時募集となった場合の審査は、受付先着順（同日に複数応募があった場合は併せて審査）で実施します。概ね以下の流れに沿って進めることとなりますが、協議の進行状況に応じ、前後することがあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 日　程 | 備　考 |
| Ⅰ　質問事項受付 | 随時（※） |  |
| Ⅱ　申込受付 | 随時（※） | 受付時間は、土・日・祝を除く  9:00～12:00，13:00～17:00 |
| Ⅲ　選定委員会（候補者決定） | 愛称使用開始の約４か月前 |  |
| Ⅳ　選定結果通知 | 愛称使用開始の約３か月半前 |  |
| Ⅴ　市と候補者で協議 | 愛称使用開始の約３か月前 |  |
| Ⅵ　合意（協定の締結） | 愛称使用開始の約２か月半前 |  |
| Ⅶ　パートナー公表（記者発表等） | 愛称使用開始の約２か月前 |  |
| Ⅷ　看板等の表示変更 |  |  |
| Ⅸ　愛称の使用開始 |  |  |

　　　　 ※　審査中の場合は、他の団体からの申請があっても審査は行いません。審査の結果候補者が決定しなかった場合、審査中に受付申請があったものについて、申請日にかかわらず併せて審査を行います。

**９　お問い合わせ先**

　　 　　西宮市政策局財政構造改善推進部財政構造改善推進課

　　　　　 〒662-8567　西宮市六湛寺町10番３号

　　　　　 電話：0798-35-3600

　　　　　 E-mail：keiei@nishi.or.jp